## 外務省「海外在留本邦人職業別人口調査一件」 の史料的性格

清水

はじめに

- I 領事「人口調査」および『人口表』様式の変遷 過程
- Ⅱ 東南アジアにおける帝国領事館の管轄区域
- Ⅲ 領事「人口調査」統計の特徴と問題点

### はじめに

本稿は、本特集「戦前期邦人の東南アジア進出」作成にあたり、われわれが主として用いた基礎資料である在外公館からの在留邦人人口に関する調査を外務省でファイルした外交史料館文書「海外在留本邦人職業別人口調査一件」(以下、領事「人口調査」という)ならびに同調査にもとづき外務省通商局が作成した『海外各地在留本邦人職業別表』(後述するように途中で2度改称、以下『人口表』という)の史料的特質と利用上の問題点を示すことによって、前掲各論文を補おうというものである。

さて、領事「人口調査」であるが、同資料は、現在、外務省外交史料館に所蔵されており、明治~大正期の旧記録32巻、昭和期に入ってからの(昭和18年まで)新記録19巻の合計51巻にのぼる膨大なものである。同資料の立入った紹介に入る前に、この51巻という長大な記録を通覧することによってまっ先に受ける一つの印象についてまず述べておきたい。それは、記録のファイリングの体

裁にかかわるものである。すなわち、51巻のファ イルは、明治期から大正期、大正期から昭和期へ と向かうにつれて,文書の分類,整理がともすれば 杜撰になり、書類の脱漏も多くなってきている。 明治期における各文書は、各領事館ごとに、「支那・ 南洋・亜細亜・欧米」等の地域別に分類され、と きには毛筆による手書きの「写」を添えて整然と 配列され、目次・索引も完備されている。これに ひきかえ, 昭和期におけるそれは, 一応領事館ご との編成はとっているものの、地域別の分類も全 く雑然としており、文書の脱漏も目立っている。 ことに、戦争前夜の昭和10年代以降のそれは著し く、前後の関係からことの真相をつきとめること に困難を感じる場合も少なくない。かかる文書の ファイリングの体裁の変遷は、太平洋戦争へと突 入してゆく近代日本外交史の辿った困難な道程を あたかも暗示しているかのごとくである。

領事「人口調査」は、明治初期から散発的に実施されたが、海外通商、経済情報の蒐集・提供が、外務省のもとに一元化され(いわゆる「領事報告」(注1))、『通商報告』として公刊されはじめた1886(明治19)年ころから本格化した(注2)。この意味で「人口調査」は、この時期における外務省の体制整備の一環をなしていたといえる。同調査の目的については、現在の資料の状況からは確定するには至らないが、一つに各在外公館の領事事務を

円滑に遂行するために所轄の地域に在留する邦人 人口をできるだけ正確に把握することと、他に、 日本の海外通商を促進するための参考情報とし て広く関係各方面へ供覧することの2点だけは 疑い得ぬところである。「人口調査」報告は、 初期においては、農商務省、内閣統計局など関係 官庁へ回覧されており、必要とあらば、それら の省庁において謄写, 印刷に付され, 一般の閲 覧に供されていたものと思われる。報告が、定期 的に刊行され,一般により広く公開されるように なったのは、日露戦争後の1908(明治41) 年以降の ことである。外務省通商局によって刊行された 『海外各地在留本邦人職業別表』(『人口表』)がそ れである。この『人口表』は、1940(昭和15)年の 分まで毎年1回ずつ都合34冊刊行されているが, その名称は、二度変わっている。すなわち、(1)明 治40年12月末現在~大正9年6月末現在の分につ いては、『海外各地在留本邦人職 業 別表』(外務 省通商局発行),(2)大正10年6月末現在~昭和3年 10月1日現在分については、『海外各地在留本邦 人職業別人口表』(同通商局発行),(3)昭和4年10月 1日現在~昭和15年10月1日現在分については、 『海外各地在留本邦内地人職業別人口表』(外務省調 査部発行)となっている。この『人口表』(注3)が、 帝国議会両院議員、内閣をはじめとしてかなり広 く配布されたことは、外交史料館文書中に保存さ れている同表の配布先リストと配布先からの受領 状により確認することができる。それらによれば 各道、府、県庁はいうに及ばず、各地所在の商業 会議所、公・私立大学、高等商業学校等および民 間の通商業者に広く配布されていたことがわか る。しかしながら、その後の長い歳月の間に散逸 したものが少なくないとみえ、今日、『人口表』 全34冊を通覧することは、必ずしも容易ではな

い。と同時に、それが民間業者にいかなる形で配布され、いかなる利用のされ方をしたかについても多くを知ることはできない。ただ、外務省通商局へ寄せられた次のごとき照会状が、『人口表』がいかに広く民間業者の末端にまでいきわたっていたかを物語ってくれているにすぎない。照会状は、大正3年の『人口表』に記載されたフィリピンにおける邦人炭焼業者に関するものである。

「御多忙中恐入候へども貴局御発行海外各地在留者職業別表によればフヰリッピンに於て炭焼業者七人御記入有之候 小生は木材乾餾の経験を有するものにて南洋にて同業を起さんとの希望を有し候が、前記炭焼かフヰリッピン何地に居るや、木炭業者が主として何地にありや、また木炭商も有之候はゞ居所人名御取調被下候 御依頼申上候」(注4)。

この引用からみるかぎり、『人口表』は、当時にあっては末端の民間業者にまで広く流布した重要な資料であったと思われる。この『人口表』ならびにその基礎をなした領事「人口調査」が、半世紀をこえる長期間にわたり(東南アジアに関する領事「人口調査」は1888~1940年の53年間、『人口表』は1907~40年の34年間)累年のデータとして一貫して存在していることは、きわめて意義深いことであり、当該時期の日本・東南アジア関係史研究のうえで、看過すべからざることといわなくてはならない。

(注1) 「領事報告」は、在外公館から本国へ送られる報告のうち、通商関係の報告をさし、政治的外交的情報の報告である「外交文書」と区別される。日本の「領事報告」については、角山栄「『領事報告』について」(『経済理論』〔和歌山大学〕第167号 1979年1月)および高嶋雅明「領事報告制度と『領事館報告』について」(『経済理論』 第168号 1979年3月)にはですべて、の貴重な「領事報告」は、現在、ほぼすべてが外務省外交史料館に所蔵されている。このほか、これらの報告を外務省が取りまとめて編集・刊行した『通商彙編』(明治14年発刊)にはじまる『通商彙纂』、『通商公報』、『日刊海外商報』、『週刊海外経済事情』(昭和18年終刊)の一連の資料が残されている。この

うち、明治期に関するものについては、角山・高嶋両 氏によって監修、マイクロフィルム化され、解説・索 引を付して『領事報告資料収録目録』(維松堂出版 1983年)として一般に利用できるようになっている。

(注2) 角山 前掲論文 12ページ。

(注3) 外務省が、 飯事の「人口調査」とそれにも とづく『人口表』を「統計材料」としてきわめて重視 していたことは、「調査」報告を督促する公信中に次 のような文言がみられることからも知られる。

「本省ニ於テ毎年印行スル海外在留邦人職業別表 ・統計材料トシテ最モ有用ノモノニ有之候テ之カ調 査パ精粗ハ区ペナラサルヲ期スル次第ニ候」(「海外 在留本邦人職業別人口調査一件」 [外務省外交史料 館文書 以下,領事「人口調査」と略す]第10巻 明 治45年3月20日付<外務省>送第20号「海外在留邦 人職業別報告方ノ件」)。

(注4) 同上文書 第14巻。この照会に対して、外 務省通商局は次のような回答を寄せている。「……右 炭焼業者ハ皆『オロンガポ』ニ在留スルモノニ有之候 又本邦人木炭業者及木炭商ニシテ同群島中ニ在留スル モノ客年六月末ノ調査ニ依レハ皆無ニ有之候……」。

# I 領事「人口調査」および『人口表』様式の変遷過程

さて、この領事「人口調査」、『人口表』の調査 方法、表様式は、この半世紀の間いく度か変遷し ている。この変遷過程を知ることは、同資料を利 用するうえで不可欠である。

## 1. 「人口調査」の開始から『人口表』刊行まで

領事「人口調査」は、海外各地に帝国領事館が開設された明治初期から、なんらかの形で行なわれていたと思われるが、こと東南アジアに関しては、管見の限り、1888(明治21)年のマニラ領事館の調査をもって嚆矢とする。以後、シンガポール、バンコク領事館の「人口調査」報告が比較的早い時期からみられるようになるが、この時期の「人口調査」報告の形式は、各地方面に「領事官員、

其他公用、留学、商用、其他諸用」の別により、 男女別の人口を掲げるというものであった(注1)。 このいわば渡航目的別ともいえる分類の仕方は、 幕末から明治初期にかけてのわが国の出国制度で あった「海外渡航印章制度」の渡航許可基準に対 応するものであった。すなわち当時、政府の印章 を得て出国できる日本人は、「修業又は商業のた め」あるいは「外国の船中に於いて、諸般の職務 を勤むる」か「外国人雇置く日本人」(注2)に限ら れていたが、上記の分類は、まさしくこれに対応 するものだからである。

「公用、商用、其他諸用」が具体的にいかなる 職業のものを含んでいるかについては、各領事館 ごとに若干相違があったものと思われるが,1904 (明治37) 年末の朝鮮群山領事分館の『現在員表』 備考によって、その一端を知ることができる。そ れには,「一,公用トハ官吏及ヒ其家族ヲ云フ 一, 商用トハ一般ノ商人及ヒ農事, 職工, 漁師, 罹男女ヲモ包含ス 一,其他諸用トハ海関吏,小 学校教員, 医師, 僧侶, 民会事務員, 韓人教育及 ヒ其家族ヲ云フ……」(注3)とあり、いわゆる「産 業」に従事するものはすべて「商用」に含まれ、 「其他諸用」とは、一種の自由業的職業であるこ とがわかる。しかし、かかる分類の仕方は、あま りにも大雑把にすぎ、実態を把握するうえで著し く不便であったために、各地領事館から、その分 類様式の改正を求める声があがり,改正意見の具 申が相次いだ。1907(明治40) 年4月2日付の在清 国福州領事館からの次のごとき公信はその一例で ある。

「……『公用、留学、商用、其他』ノ四項……ハ該区分制定当時ニ於テハ適切ナリシナランモ現今雑多ノ居留民多キ清国ノ如キニテハ実際適用ノ上ニ於テ往々不便不適切ヲ感シ候ニ付現時ノ情態ニ応シ他ノ区分方ニ御改正相成候テハ如何ニ候哉……」(注4) (傍点は筆

者,以下同じ)。

そのほか、この年には、「人口調査」に対して、 家族、兼業をいかに表示すべきかといった問題を めぐって、さまざまな意見が各領事館から外務省 に寄せられており、同調査に対する各領事館の取 組みが本格化したことをよく物語っている(性5)。

## 2. 『人口褒』の刊行から第1回「人口調査」 様式改正まで

こうした各地領事館からの意見具申は、外務本 省の深く考慮するところと なったとみえ,1907 年,通商局による『海外各地在留本邦人職業別表』 の発刊開始をひかえて、外務省はこれらの意見を 入れて、127項目にのぼる細かい職業分類を定め、 その別によって「人口調査」を行なうよう在外公 館へ通達を発した(注6)。しかし、この段階ではま だ家族, 本業者 (現在の有業者に該当する) の別は 設けられておらず、家族は戸主の職業欄に包含さ れていた。とはいうものの、当初から、家族と本 業者の別を設くべしとの意見は少なくなかった。 1910(明治43) 年1月4日には、福州領事は、前年 12月末現在の「人口調査」報告と同時に本業者と 家族とを分離した別様式乙号「人口調査」を送付 して、もし乙号が適当と認められれば将来におい て採用さるべしとの意見を具申している。乙号 「人口調査」を行なった動機、理由は次のとおり であった。

「甲号ハ業務者ト家族トヲ一欄内ニ併合シアルヲ以 テ其職業別トシテ実際ノ情勢ヲ表示スル能ハザルノ不 便アリ 又在外ニ於ケル家族携帯者ノ多少ハ我邦人ノ 事業発展ノ経過如何ヲ窺フ一端トナリ全ク之ヲ分類ス ルノ要アリト思考シ……」(注7)。

時が下るにつれて、こうした必要性はますます 増大していったらしく、本省側の様式を無視して 独自に家族・本業者の別を設けた「人口調査」を 行なう領事館も出てきた。1914(大正3)年6月末 調べにかかるバタヴィヤ領事館「人口調査」はその一例である。同調査備考にはこうある。

「家族ナル事明白ナル場合ニ其取扱ニ関シテハ従来ハ姑ク前例ヲ踏襲シテ其戸主ト同一職業者ト見做シ統計ヲ作製シ来リタレトモ今回ハ愈之ヲ全廃シ特ニ其為メニ一項ヲ設ケタリ 是レ当領在留ノ日本人ノ家族ナルモノカ主ニ妻女及至幼少者タルニ鑑ミ之ヲ例ヘハ雑貨商、大工、洗濯業ト計算スルノ全ク無意義ナレバナリ」(注8)。

各領事館のこのような動きに応えて、外務省が本業者・家族の別を正式に「人口調査」に組み入れたのは、次節にのべる1917(大正6)年の「人口調査」様式の第1回改正においてであった。

なお、『人口表』の発刊以来この間の大きな動きとして、外務省が、在外邦人が増加してゆく趨勢のなかでこの調査を特に重視して、1912 (明治45)年分「人口調査」より、従来の毎年12月末の年1回調査にかえて、6月末と12月末の年2回調査としたことを付け加えておく必要がある。この理由を外務省は、「……逐年海外渡航者ノ数増加シツツアル折柄此様ノ調査カー年一回ニ過キサルハ実際ノ状勢ヲ知悉スル上ニ於テ遺憾ノ極有之候ニ付自今該報告ハ六月末及十二月末現在ノニ回ニ調製シ……」(注9)と説明している。かくて、1912(明治45)年以降、通商局にて発行される『人口表』は、各年6月末現在「人口調査」を基にして作成されることになった。

#### 3. 第1回「人口調査」様式の改正

上述の動きを背景に,外務本省は,1917 (大正6)年2月6日,ついに「人口調査」様式の改正に踏み切り,各在外公館に通達した。このときの改正の要点は次の5点である。(1)従来の職業分類を若干整理手直しし,117分類としたこと,(2)本業者と家族とを分離し,家族を一括して「本業者ノ家族」なる1項目を設けたこと,(3)従来内地人と区

別されていなかった朝鮮人および台湾籍民をそれ ぞれ別項目としたこと,(4)また,各領事館の管轄 区域内を主要都市とその他に分けて調査するよう にしたこと。

この改正と同じ年に、第1次大戦参戦により、 日本が獲得した青島・南洋群島旧ドイツ領地域に おける「人口調査」が新たに開始された。

1917(大正6) 年10月24日, 時の外務次官幣原喜 重郎は, 旧ドイツ領南洋群島については所管の海 軍省へ, 青島については陸軍省へ, 改正様式によ る「人口調査」を次のように依頼している。

「従来当省ニ於テハ在外帝国領事官ヨリ毎年六月末 現在管内在留邦人数ヲ別紙職業別表ニ準拠シ夫々報告 ヲ徴シタル上取纒メ両院議員其他へ配布致来リ候 就 テハ(海軍へハ)我占領地南洋群島(陸軍へハ)青島 民政部管内ニ於ケル本邦人数ヲモ右職業別ニ拠リ承知 致度候条自今毎年六月末現在ニテ右御査報相煩シ度 ……」(注11)。

これをうけ、海軍省は10月30日、陸軍省は12月2日に、第1回「人口調査」報告を送っているが海軍は早急のことで調査が行き届かず、サイパン、パラオ、ヤップ、トラック、ポナペ、ヤルートといった島別の男女別人口のみを報告するにとどまっている。したがって、海軍については、翌1918(大正7)年1月31日付の「大正六年六月末現在南洋群島職業別表」をもって、実質上の第1回「人口調査」とすべきであろう(注12)。なお、南洋群島については、1922(大正11)年4月の南洋庁官制施行後は同庁へ移管され、「人口調査」も同庁が40(昭和15)年まで継続して行なっている。

## 4. 第1回国勢調査と第2回「人口調査」様式 の改正

領事「人口調査」様式の第2回改正は,第1回 改正の3年後,1920(大正9)年5月19日に行なわれた。この改正は,この年わが国ではじめて施行 された国勢調査に合わせて実施されたものであった。改正の重点は,従来の職業分類を,第1回国 勢調査用の職業分類を基礎として改めるというところにあった。この国勢調査用職業分類は,同年 12月24日,内閣訓令第1号によって公示されているが,大分類10項目,中分類41項目,小分類252項目からなるいわゆる「産業分類的職業分類」であった。改正は,このうち小分類の各項目を127項目に集約整理したものである。ただし,その配列順序は,国勢調査用職業分類に依拠しているため,基本的には,その「産業分類的職業分類」としての性格は損われていない。

外務省は、翌1921(大正10) 年 5 月13日、海軍省にあてて、次のような公信を送っているが、この文書からも同改正が、第 1 回国勢調査に合わせるものであったことを知ることができる。

「例年御回付方相煩シ居候貴省所管南洋群島ニ於ケル在留本邦人職業別表ハ本年六月末現在調ヨリ其職業分類方ヲ大正九年内閣訓令第一号ニ拠リ御作成ノ上御送付相成候様致度……」(注13)。

職業分類の改正とともに、「人口調査」表様式が第1表に例示したように定められたことも、この改正の主眼点であった。第1表をみて、ただちに気付くことは、1917(大正6)年の第1回改正においては、一括して一項目に掲げられていた「本業者ノ家族」の項目が、各職業別に分割されていることである。これにより、職業別の本業者と家族の人口を、男女別、各地方別に把握することが可能となったのである。なお、朝鮮人、台湾籍民

	29 紙、紙 品	色、源		26石 鹼 製	l	ノ他機械	23造船、船具	111	1	20 電氣機械器具製造效 頻 置	19時計、樂響	鐵葉、磁工、	17 前子、前子母、陶磁器製造	16瓦、旗 瓦	菜莎	14	業券	珠貝垛	11魚 介 養	微鬱	9伐木 勞	8森林業、林畫物	7 機場勢	他ノ	5鸌 謨 栽	颗	3枚 畜、排	2	1 盘	Þ	前年問題トノ比	稳	臺灣精	朝鮮	本邦內地人	邦	製料		地方
	製造販	1	造	造	造	1	1	造	造	,	1	鍛冶業女男	j .	製造	1	業		取業女男	釉	藥	1	業	衛者が	ļ	培		乳 女男		作女男		极		民女男		合計	人計が		/	<i>8</i> 1
																																				_	本業者 家族	バタピア市	ıx
								-	-		-																										本業者	¥	建
						-			-	-																									_		家族 本菜省	他	a
																																					家族	24	
		_				-	_	ļ	_	_	-	ļ 	L,			_							_				-										本業者 家族	M	スマトラ島
_							-	ļ	-		-																						_~		-		<b>跌</b> 本業者	- 表表	10一 オ島(東
									<u> </u>																-								_	-			家族	2	東ル南ネ
_						_		_	-		ļ			-			_		L																	_	本業者		合
																																					家族		at-

第1赛 第2回「調査方法の改正」(1920年)による表様式例

<sup>(</sup>出所) 「海外在留本邦人職業別人口調査一件」(外務省外交史料館文書)第20巻 1920年5月19日付通三合第185号「海外各地在留本邦人 職業別人員表ニ関スル件」。

<sup>(</sup>注) 「職業別」の分類項目は次のとおりである。1農作,2園芸、3牧畜、搾乳,4養鶏,養蜂,5護謨栽培,6其他ノ農業,7農場労 働者,8森林業,林産物業,9伐木労働者,10漁撈採藥,11魚介養殖,12真珠貝採取業,13漁業労働者,14鉱業,15鉱業労働者,16瓦, 煉瓦製造,17硝子,硝子器,陶磁器製造,18鉄葉,鉄工,鍛冶業,19時計,楽器製造,20電気機械器具製造並装置,21銃砲製造,22車輛 製造,23造船,船具製造,24其他ノ機械器具製造,25燐寸製造,26石鹼製造,27絲類製造,28染色,漂白業,29紙,紙品製造,30表具師, 31家具製造,32畳,莚製造,33竹木,草蔓品製造,34精穀,製粉,35飲食料及嗜好品製造,36和洋服裁縫,37靴製造,38洗張,洗濯業, 39理髪,髪結,40湯屋業,41土木建築業,42木挽製材業,43大工,左官,石工,ペンキ職,44印刷,製版,彫刻業,45貴金属,宝石,鼈 甲細工、錺職、46其他ノ工業、47工場労働者、48穀類、粉類販売、49蔬菜、果物類販売、50豆腐販売、51肉類、魚介類販売、52酒類、調 味料販売,53菓子,麵麭類,砂糖類販売,54茶販売,55煙草販売,56共他ノ飲食料品販売,57燃料販売,58木材,石材,其他ノ建築材料 販売,59建具,家具,指物,疊,莚,荒物類販売,60陶磁器,漆器,其他販売,61機械類,其装置販売,62皮革,獣骨販売,63油類,肥 料販売,64呉服,綿花,絲類販売,65洋服,毛織物販売,66紙,紙製品,文房具,遊戲品販売,67図書,新聞,雑誌,出版物販売,68化 粧品,小間物販売,69履物,雨具,雑貨販売,70薬品販売,71時計,貴金属,宝石類販売,72美術品,骨董品販売,73諸楽器販売,74銃 砲火薬販売,75占物商,76其他ノ物品販売,77周旋業,78銀行業,79会社員,銀行員,商店員,事務員,80為替,両替業,81質屋,金貸 業,82物品,家屋,賃貸業,83保険代理業,84倉庫業,其他ノ物品預リ業、85旅人宿, 下宿業, 86料理店,飲食店,席貸業,芸妓業, 87遊戲場,與行場,88貿易商,89行商,90仲買商,用達商,91軍需品商,92其他ノ商業,93郵便, 電信,電話従業者,94鉄道従業者, 95鉄道労働者,96車馬業,自動車運転手,97船舶従業者,98陸海運輸業,99運搬夫,100陸海軍人,101官公吏,雇員,102外国儲聘, 103神道教師,僧侶,宣教師,104教育関係者,105医師,106歯科医,入歯師,107獣医,108薬剤師,109座婆,110按摩,鍼灸治,看護婦 等,111弁護士,訴訟代理業,112新聞雑誌記者,通信員其ノ他社員,113通弁,代書,代弁,114写真師,画家,115音楽家,116共他ノ枝 芸娯楽ニ関スル業, 117建築ノ設計, 測量製図ニ関スル業, 118家事被傭人, 料理人, 119芸妓, 娼妓, 酌婦其他, 120其他ノ自由業, 121其 他ノ労働者, 122其他ノ有業者, 123視察遊歷者, 124学生, 練習生, 125官公又ハ慈善団体ノ救助ヲ受クルモノ, 126在監受刑者, 127其他 ノ無職業者、職業ヲ申告セサル者。

については,第1回改正と同じ取扱方をしており 格別の変更はみられない。

この改正は、比較的早く周知徹底せしめられ、1921(大正10) 年6月末「人口調査」からは、新様式によるものが大勢を占めている。まれに、旧様式によるものもあったが(注14)、これに対しては、外務省は、改正新様式による再調査を命じている(注15)。さらに、1922(大正11) 年6月22日、外務省は、「調査」にあたっては「新様式」を遵守するようにとの通達を各在外公館長あてに、あらためて送付しており(注16)、ほぼこのころから、新様式が完全に定着したとみてよい。

### 5. 「人口調査」簡略化の方向

しかしながら、この新様式も長くはつづかず、 1925(大正14) 年10月 1 日実施予定の簡易国勢調査 を契機として, またも様式の変更を迫られること になった。簡易国勢調査は、法律により、国勢調 **査後5年目に当る年に実施することが定められて** いたが(注17), その実施にあたって, 内閣統計局は 在外邦人人口調査については、職業を調査するの みならず、「在外本邦人、各歳別配偶関係別数字 ヲモ得ラルル様……」(注18)との要望を外務省につ たえてきた(性19)。だが,外務省は,改めてかかる 調査を行なうだけの予算がないことを理由として この要請を断わり、簡易国勢調査のための調査と しては, 例年施行している「人口調査」を, この 年に限って10月1日に繰り下げて実施することで これに代えたいとの代案を回答している。内閣統 計局としても、調査予算を肩代わりするだけの財 政上の余裕がない以上、この代案を受け入れるほ かはなかったが、ここに表面化してきたのは、む しろ「人口調査」の簡略化の方向であった<sup>(注20)</sup>。

その背景には、このころ各地在外公館より寄せられていた調査方法の簡略化への希望があった。

とりわけ在米各領事館は、その急先鋒で、「人口調査」の簡略化をつよく訴えていた。その理由は在留邦人数があまりに多くなりすぎ、これにひきかえ調査員数、予算等が不足しているため、正確な調査が期し難いというにあった(注21)。なかでも、比較的多数の在留民を擁する太平洋岸地方においては、1924年の排日移民法実施の結果、日本人会が自滅状態に陥ったという事情があり、従来日本人会を利用して調査にあたっていた同地方の各公館は、相当の予算の配分を受けない限り、「人口調査」はほとんど不可能な状態にあった。

こうした陳情をうけて, 外務省は, 内閣統計局 とも協議のうえ(注22)、「人口調査」簡略化の方向 を打ち出したのである。その要点は、(1)とくに要 望のつよかったアメリカ方面に関しては、通常の 年は,人口,男女別,年齢別(成年,未成年の別程 度) の調査にとどめ、職業別調査は国勢調査の年 にのみ実施すること、(2)アメリカ以外の地域につ いては,従来の「人口調査」様式を一層簡略化し, 前記内閣訓令第1号による標準職業分類中,中分 類(41項目)を基礎に職業分類を改正すること、の 2点であった(注23)。このように、「人口調査」方 法,様式の簡略化を決定した外務省は,1926 (大 正15) 年9月20日, ただちに、 在米領事館とその 他の在外公館に、その旨通達している。在米領事館 には、予算その他の事情を認めながらも、とくに 「此種調査資料ヲ毎年得置クコトハ種々ノ場合ニ 参考トシテ必要ナル」として「今後ハ可然キ方法ニ 拠ラレ管内各地本邦人総数男女別……ノミニテモ 調査ヲ遂クコトトセラレ度…… [(キニ4)と「調査 | の 継続を促していることが印象的である。また、そ の他在外公館に対しては,以後の簡略「人口調査」 実施の要領として、次の5点に注意を促してい る。

「一、戸数ハ本邦内地人ノミニ就キ讔査ノコト

- 一,各職業**纝内ニハ朝鮮人及台湾籍民**ヲ算人セサル コト
- 一, 二種以上ノ職業ヲ有スル者ハ其主タル職業ニ依 リ又合シテ一業態ト認メラルルモノハ其職業ニ依リ調 査シ之ヲ区分セサルコト
- 一,職業上ノ地位即業主並ニ職員ト労働者ノ別ハ大 体識別シ得ル程度ニ止メラレ差支ナキコト
- 一, 視察旅行者ノ如キ一時的滞在者ハ調査ヨリ除外 セラレ度キコト
- 一、大公使領事等在外公館員及其家族ノ数ヲ調査セラレサリシ向従来往々アリタルニ付今後ハ右等ノ者ノ数モ漏ナク職業欄六〇「官公吏・罹傭」中ニ含マシムルコト」(注25)。

## 6. 昭和期における「人口調査」様式の変化

大正末年のこの改正の後、昭和期に入ってからは、「人口調査」方法ならびに『人口表』様式にさしたる変化はおこっていない。国勢調査に合わせて1927(昭和2)年以降、「人口調査」期日が10月1日に改正されたことと、後述するような小分類項目「会社員……」および「労働者……」の取扱い方に関する奉天総領事吉田茂の緻密で鋭い質問状によって触発された改正様式の細目についての周知徹底が主な動きだったといってよい。「人口調査」期日の改正は、1927(昭和2)年4月9日の通達により、「改正様式ニ依り毎年十月一日現ですり、一時では、1927(昭和2)年4月9日の通達により、「改正様式ニ依り毎年十月一日現であり、「改正様式ニ依り毎年十月一日現であり、一日の月1日現在への「調査」期日の改正は、5年ごとに訪れる国勢調査および簡易国勢調査の調査期日に、「人口調査」を合わせるための措置であった。

吉田奉天総領事よりの改正様式についての質問 状は、1927(昭和2)年9月21日付で、外務省へ送 付されたが、それは主として、職業上の地位すな わち「業主」と「従業員」の解釈とその取扱い方 をめぐるものであった。質問は、子細な次の4条 からなっていた。

- 「一、『職業上ノ地位即業主並ニ職員ト労働者ノ別』 トアルハ業主職員ト労働者ヲ二分シ表中第九項ョリ第 二十七項ニ至ル各業ノ業主及其職員ヲ一括記入シ同業 従業者中労働者ト目セラレルモノヲ第二十七項欄へ一 纒メ記入スヘキモノナルカ 夫共業主職員(事務員及 店員)及労働者ヲ三分シ各業欄ニハ其ノ業主ヲ記入シ 職員(事務員及店員)ハ之ヲ第三十三項中ニ労働者ヲ 第二十七項ニ記載スヘキモノナルヤ
- 一,第二十八項物品販売業欄中ニハ関令第一号第二十一項ニ記載セル各業ノ店主以外各商店ノ店員及事務員其他使用人ヲモ含ムモノナルヤ 或ハ店主ノミヲ記入シ使用人ハ凡テ第三十三項ニ含マシムルモノナリヤー,同第二十九第三十両項欄ハ店員社員ヲ含マストアルヲ以テ其店員及社員ハ三十三項中ニ含マレルモノト被存 然ラハ貿易業者及金融保険業ハ只単ニ其ノ業主又ハ代表者ノミヲ記載シ例ハ其他ノ重役ニシテ業務ニ與リ居ル者等モ一般ニ社員及店員トシテ第三十三項中ニ記入シ可ナルヤ
- 一,第四十七項及第四十八項宗教教育関係者欄中ニ 教会寺院学校ニ使用セル小使給仕其他ノ使用人等ヲ含 ムモノナルヤ 或ハ之ヲ第五十五項中ニ記入スヘキモ ノナルヤ (性27)。

吉田のこの質問に応えて、当時の外務大臣田中義一は、同年10月4日付で回答を送り、奉天以外の各在外公館にも、同日付で、その写しを送付し「貴館ニ於テモ右ニ依リ御処理相成度」(注28)と訓令している。外務省の回答は次のようなものであった。

- 「一,人口ハ職業上ノ地位即業主ト使用人ト労働者ト三区分シテ調査スルコト
- 二,各項ノ業欄ニハ業主又ハ其代表者ノミヲ掲クへ ク代表者以外ノ商社ノ重役ニシテ業務ニ與リ居ル者ハ 業主トシテ取扱フコト
- 三,事務員店員等ノ所謂使用人ハ第三十三項ノ会社 員銀行員商店員事務員欄ニ取纒メ計上スルコト
- 四,労働者ハ第二項第四項第六項第八項ノ外ハ各種 ノ工場内ニ就働スル者ヲ第二十七項ノ工場労働者欄ニ 及鉄道関係ノ労働者ヲ第四十項ノ鉄道労働者欄ニ掲ケ ラルヘク右以外ノ労働者ハ第五十五項ノ其他ノ労働者 欄ニ取懸メ計上スルコト
  - 五,小使給仕等ハ労働者トシテ取扱フコト」(注29)。

この回答により、職業分類は従来に比しはるかに明確になったが、産業概念とのかかわりでみるときに、後述するようになお問題を残すことになった。

このほか、外務省は「人口調査」方法の簡略化 をさらに推進すべく、1932(昭和7)年7月に、第 2回国勢調査(1930年)を機に定められた昭和5 年内閣訓令第3号による職業分類表に準拠した 様式の改正案を作成している(注30)。同案では、内 閣訓令第3号分類表のうち、大分類10項目を基礎 とし、小分類は旧様式60分類よりさらに圧縮され た49分類となっている。同案は、内閣統計局との 間で協議され、統計局の側では同様式が「多少簡 単ニ過ギザルヤノ感有之カト思料セラレ候 | (注31) として、56項目の小分類による別案を提示してい るが、この改正案がどうなったかは、「文書」か らは不明である。ただ、これ以後の領事「人口調 査」ならびに『人口表』の様式が、第3回改正様 式と変わっていないことを考え併せると、この改 正案は検討だけされて、採用に至らなかったもの と思われる。

最後に領事「人口調査」の消長について一言しておくと、確認し得る限りでの完全な「人口調査」は、1940(昭和15)年分をもって終わりとする。太平洋戦争が勃発した1941(昭和16)年分からは、「人口調査」報告は、急減しており、外交史料館の1941年分「人口調査」ファイルには、トルコ、イタリア各特命全権大使等からの5件の報告が残されているだけである。1942年分ファイルにも、41年分の「人口調査」が多少あるものの、東南アジアでは、サイゴン、バンコク両領事館からの報告2件を数えるのみで、戦争の影響が「人口調査」に及んでいることを如実に物語っている。そしてついに1943年分ファイルには、在ソ連邦特命全

権大使佐藤尚武から外務大臣谷正之にあてた「昭和十七年中ニ於ケル在留本邦人職業別人口表提出ノ件」なる書類一通によって、「クィブィシェフ」市に男35名が滞在することが知られるだけである(注32)。以後、明治初期以来続いてきた領事「人口調査」は跡を絶った。

(注1) 領事「人口調査」第1巻。明治24年10月28 日起草文書に、「在留本邦人員報告」はこの「書式ニ 準シ」「詳細御取調ノ上至急御差出相成候様……」と ある。

(注2) 矢野暢『「南進」の系譜』中央公論社 1975 年 31ページ。

(注3) 領事「人口調査」第5巻。

(注4) 同上文書 第5巻 明治40年4月2日付 <福州領事>公第37号「海外在留民統計区分方ニ就キ 卑見具申ノ件」。

(注5) 同上文書 第5巻 明治40年9月20日付 <吉林領事>公第51号「在留帝国臣民職業別表ノ件」 等。

(注6) 同上文書 第5巻 明治40年7月17日付 <外務省>送第58号。

(注7) 同上文書 第6巻 明治43年1月4日付 <福州領事>公第1号「職業別表送付ノ件」。

(注8) 同上文書 第15巻 大正3年7月1日付 <バタヴィア領事>公信第157号。

(注9) 同上文書 第10巻 明治45年2月14日付 <外務省>送第9号「海外各地在留本邦人職業別報告 方/件」。

(注10) 改正当初は、この様式は必ずしも周知徹底 しなかったとみえ、外務省は再三にわたり改正基準に より再「調査」を行なうよう督促している。たとえば 同上文書 第18巻 大正6年12月18日付<外務省>通 送第5号「在留本邦人職業別戸口表ニ関スル件」;同上 文書 第19巻 大正8年2月18日付<外務省>通送第 4号「在留本邦人職業別表ニ関スル件」。

(注11) 同上文書 第18巻 大正6年10月24日付 <外務省> 通合送第895号「海外在留本邦人ニ関スル 件」。

(注12) 同上文書 第18巻 大正6年10月30日付 <海軍省>官房第3221号12および大正7年1月31日付 <海軍省>官房第374号。 (注13) 同上文書 第22巻 大正10年5月13日付 <外務省> 通三第126号「在留本邦人職業別表作成方 変更ニ関スル件」。

(注14) 同上文書 第22巻 大正10年8月26日付 <外務省>通移第26号「海外各地職業別人口表=関ス ル件」。

(注15) 同上文書 第22巻 大正10年12月14日付 <外務省> 送電番号10409「海外在留本邦人職業別表 ニ関スル件」。

(注16) 同上文書 第23巻 大正11年6月22日付 <外務省> 通移普通第282号「海外各地在留本邦人職 業別人口表提出方=関スル件」。

(注17) 国勢調査については、明治35年12月2日公布法律第49号第1条に、「国勢調査へ各十億年毎ニー回帝国版図内ニ施行ス」とあるが、大正10年4月18日公布の法律第51号を以て、次の条項が追加されている。「前項ノ規定ニ依ル調査後五年ニ当ル年ニ於テ簡易ナル国勢調査ヲ施行ス」。

(注18) 領事「人口調査」第31巻 大正15年8月3 日付 内閣統計局長下条康磨より外務省通商局長斎藤 良衛宛の文書。

(注19) 大正14年6月16日付『日布時事新聞』にもホノルル総領事の談話として、「未だ何等の通知も受けていないが、然し当然十月一日を期して施行せねばなるまいと思っている。今度のは頗る簡単なもので……簡単な調査とは即ち氏名、男女別、出生年月日及び配偶関係……」とある。

(注20) 例外的には、こうした「調査」簡略化の方向と逆の動きもあった。大正14年11月12日鄭家屯領事代理中野高一は、本邦内地人のみならず朝鮮人、台湾籍民についても本業者、家族、男女別を一律に調査したら如何という改正意見を具申しているが、これは特に朝鮮人を管内に多く擁する同領事館の特殊事情であった(領事「人口調査」第31巻 大正14年11月12日 <鄭家屯領事>「海外各地在留本邦人職業別人口表調査表様式改正方=関シ稟請ノ件」参照)。

(注21) たとえば、ロスアンゼルス領事大橋忠一は 次のごとくその実情を披瀝している。

「羅府ノ如キハ市内ノミニテ約二万以上ノ邦人在 留者アリ 之ヲ精査セントスルニハ少クトモ四人乃 至五人ノ専任雇員ヲ以テニケ月位ノ日子ヲ要スル次 第ナルカ故ニ日本人会トンテモ斯ル費用ノ出所ナク・ 止ムナク国勢調査時ノ統計ニ多少改竄ヲ加ヘ之ヲ毎 年使用シアル情態ナルヲ以テ当館報告当地同胞邦人ノ実情ト相距ルコト遠クナッテ誤解ヲ来ス虞アリ
……」(同上文書 第31巻 大正15年6月13日付<ロスアンゼルス領事>公信)。 在米各地領事館は,大なり小なり似た事情を抱えており,調査方法の簡略化ないしは調査時期を3~5年ごとにしたいと頻繁に本省に要請している。

(注22) 同上文書 第31巻 大正15年6月29日付 <外務省>通三普通第417号。

(注23) 同上文書 第31巻 外務省通商局「高裁案」。 (注24) 同上文書 第31巻 大正15年9月20日付 <外務省>通三普通第1099号「海外各地在留本邦人職 業別人口表ニ関スル件」。

(注25) 同上文書 第31巻 大正15年9月20日付 <外務省>通三普通合第1100号。

(注26) 「在外本邦人職業別人口表一件」(外務省外交史料館文書)第1巻 昭和2年4月9日付<外務省> 通三普通第302号「海外各地在留本邦人職業別人口表調査期日改正/件」。

(注27) 同上文書 第1巻 昭和2年9月21日付 <奉天領事>公信。

(注28) 同上文書 第8巻 昭和2年10月4日付 <外務省>通三普通921号 「海外各地在留本邦人職業 別人口表ニ関スル件」。

(注29) 同上。

(注30) 同上文書 第8巻 昭和7年7月9日付 <外務省> 通三普通309号「海外在留本邦人職業別人 口調査=関スル件」。

(注31) 同上文書 第8巻 昭和7年8月5日付 <內閣統計局>回発第500号。

(注32) 同上文書 第19卷 昭和18年2月5日付 <蘇聯邦特命全権大使>普通第43号。

## Ⅲ 東南アジアにおける帝国領事館の 管轄区域

領事「人口調査」および『人口表』を今日,歴 史分析のための史料として利用するためにはいく つかの問題点がある。その一つは,「人口調査」 が領事館別に行なわれていることであり,領事館 の管轄区域の異動によって対象地域の範囲に変動

が生じ、一貫した時系列データを得られなくなる ことである。が、幸いにして、「人口調査」原簿 は各領事館の管轄区域をかなり細分化して細かい 地方別のデータを集めていることが多いので、こ の原簿によれば、今日の地域区分に応じたデータ の組み替えを行なうことによって、調査初期から の一貫した時系列統計に修正することが可能であ る。しかし、この組み替えを実施するためには、 まずもって各領事館の管轄区域を確定する必要が ある。だが、1978年8月にスコットランドのエデ ィンバラで開催された第7回国際経済史学会大会 の「領事報告の国際比較研究」セッションにおい て、日本の事例について報告を行なった角山栄氏 が「驚くべきことには、日本の大公使館及び領事 館開設の信頼に足る年表さえない」(注1)と述べた ように領事官制に関する研究ないし資料の発掘が 著しく立ち遅れている現状においては、東南アジ アにおける帝国領事館の管轄区域の変遷を正確に 跡づけることは決して容易な仕事ではない。

そもそも,在外公館の管轄区域の決定・変更は, 1899(明治32) 年10月3日付の内閣書記官長より外 務次官宛の公文書に,「在外帝国領事館ノ管轄区 域ヲ定メ又ハ変更ノ儀自今御省限リ処理ノ件御照 会ノ趣了承右ハ御申越ノ通ニテ 差支無之存候」 (注2)とあるように,かなり早い時期から外務省の 専決事項であり、省令をもって定めることのでき るものであった。第2表は,外交史料館文書「在 外帝国領事館管轄区域関係雑件」全5巻と官報掲 載の外務省令によって把握し得た限りでの,東南 アジア各地所在の帝国領事館の管轄区域の変遷を 示したものである。

領事「人口調査」および『人口表』に関連する 限りにおいて第2表に示された管轄区域の変遷の 経緯について少しく言及しておく必要があろう。

#### 1. フランス領インドシナ

フランス領インドシナに帝国領事館が開設され たのは、1920(大正9)年2月20日のハイフォン領 事館が最初であり、それ以前においては、19(大 正8)年6月10日付外務省令第4号による帝国領 事館管轄地域改正案の参考書類備考に述べられて いるとおり「仏領印度支那ハ従来何レノ領事官ノ 管轄区域ニモ入リ居ラス」(注3)とされていた。で は,ハイフォン領事館開設以前の同地域の領事事 務ならびに「人口調査」はどのようにして行なわ れていたのであろうか。すでに当時から、フラン ス領インドシナに在留する日本人は決して少なく なく、これらの人びとに関する所管の問題は、は やくから関係者の懸案事項であった。この問題に なんらかの措置を講じざるを得なくなったさし迫 った直接の契機は、1910(明治43) 年の外務省令第 50号による「外国在留帝国臣民登録規則」の施行 である。これを機に、かねてフランス領インドシ ナ地域在留日本人と接触の多かった香港領事館 は、同地域の管轄に関し本省へ次のような伺いを たてている。

「仏領支那西貢,河内,海防ノ各地ニハ本邦人ノ居住者不尠候得共是等各地ニ対スル領事館ノ管轄区域ハ定マリ居ラス 就テハ河内,海防地方ニハ現ニ横山正脩ノ如キ在留本邦人ト仏国官庁トノ間ニ立テ諸般ノ周旋ヲナシ実際日本人会長ノ如キ地位ヲ占メ居ルモノモ有之候得バ是等ノ本邦人ニ委嘱シ各地本邦人表ヲ作製セバ便宜ト被存候得共本省ニ於テハ別ニ差支無之候哉尚登録及証明等ノ事項ニ関シテハ同地方ハ当館管轄内ト見做シ差支無之候哉」(注4)。

この伺いに対し、外務本省はただちに回答を寄せ、「仏領印度支那西貢、河内、海防各地……」 内河内及海防・両地方・便宜上貴館管轄内ト見做 ・登録及証明事務御取扱差支無之候」(注5)として いる。これにより、フランス領インドシナのハノ イおよびハイフォン地方は、香港領事館の「見做

= =				21 22 33 11 32 13 1	
#	香港領事館 [1873(明6)4.20開設] 毎防(ハイフォン)領事館 [1920(大9)2.20開設]	河内(ハノイ)領事館 〔1926(大15)7.10開設〕	西貢(サイゴン)領事館 〔1921(大10)2.11開設〕	新嘉坡(シンガポール) 総領事館 〔1889(明22)1.22開設〕	サンダカン領事館
明33.12.27 (省令第5号)				1.新嘉坡 2.徳南島 3.プロヒンス・オブ・マラッカ	•
明42.3.6 (省令第1号)				1.英領海峽殖民地 2.マレー聯邦	
本省→香港) 河戸 (本省→香港) 港湾 領事館	香港領事館> 内,海防両地方を便宜上看 質事館の管轄区域と「見假」   旨回訓(明43.3.15香港   言の飼いに対し)	<b>穿</b> 女		明43.2.10(省令第2号) 1.に「英領ラブアン島」を加 える 2.同上	
(省令第1号) 城ル	香港政庁ノ管轄ニ属スルサ 2. 澳門政庁ノ管轄ニ属スルサ 地域 (仏印については同上)			1.英領海峡殖民地 2.馬来聯邦並英国保護領「ジョホール」 「トレンガヌ」「ケランタン」 及「ケダー」各州 3.「ボルネオ」島中英領北「ボルネオ」 立英国保護領「サラワク」及 「ブルネー」	
(省令第4号) (参	毎防領事館> 資印度支那(設置) 考書類中に「仏領印度支 送来何レノ領事館ノ管轄「 モモ入リ居ラス」との文間 り)	₹.		同上	
(省令第8号) 化省,	東京 2.老檛 3.安南中, 省,又安省,河静省,広 広治省,承天省,広南省 - ラン市(改正)	,	1. 柬埔寨 2. 交趾支那 3. 安雨中,広義省,平定省, 廖和省平順省,公心省及林園省(設置)	同上	
大15.7.22 東 (省令第2号) 東 帝	京中海寧,広安,海陽,建安 平,南定,寧平各省(河; 国領事館海防分館主任受 域一大14.10.7 外務省令(	,「『仏領海防駐在帝国領事官 内管轄区域』トアルヲ『仏領 寺河内駐在帝国領事官管轄区 新城』ト改ム」(設置)	同上	同上	
昭2.8.15 (省令第 4 号)	同 上	同上	1.2. 同上 3.安南中「ビンライン」省,「ビンチュアン」省 「ダラック」省,上「ドナイ」 省,「カンホア」省,「コンツム」省,「ファンラン」省,「ファンラン」省,「ファンニャイ」省,「アンニャイ」省,「ダラ」市(行政区変更の為,等音によってカナ書きをする)	, ? 同上	
昭13.1.22 (省令第1号)				1.2.同上 3.「ボルネオ」以下を削除	1.「ボルネオ」島中英領は 「ボルネオ」2.英国保護領 「サラワク」及「ブルネー

外務省「海外在留本邦人職業別人口調査一件」の史料的性格

## C. フィリピン

	マニラ総領事館 〔1888(明21)12.29 ? 開設,1919(大 8 )5.28昇格〕	ダバオ領事館 〔1920(大 9 ) 3 . 6分館開設, 1932(昭 7 ) 2 . 6領事館に昇格〕
	1.フィリッピン群島 2.マリアナス群島中グアム島, 兼轄 3.マリアナス群島(グアム島ヲ除ク)4.カロリナス群島 5.パーラウ群島	
明35.1.11 (省令第1号)	1.フィリッピン群島 2.マリアナス群島中グアム島 [3.4.5. 削除→濠州タウンスヴィール領事館へ 移管]	
明42.3.6 (省令第1号)	1.米領フィリッピン群島 2.「マリアナス」群島中米領「グアム」島	
大14.10.7 (省令第11号) 16中ノ13	同上	「ミンダナオ」島中「ダヴァオ」及「コタバト」 各州 (マニラ総領事官ダバオ分館主任受持区城)
昭7.2.6 (省令第3号)	1.米領フィリッピン群島中「ダヴァオ」駐在帝 国領事館ノ管轄ニ属セサル地域 2.「マリアン」群島中米領「グアム」島	米領比律賓群島中「ミンダナオ」島及「スール」 群島(設置)

#### D. シャム

	盤谷(バンコク)領事館 〔1897(明30)11.5開設〕	シンゴラ領事館	チェンマイ領事館
明33.12.27 (省令第5号)	暹羅国		
昭15 『人口表』 付録(昭18刊)	タイ国中「シンゴラ』「チェンマイ」駐在帝国領事 館管轄区域以外の地域	ンクラ(シンゴラ) ししパタルンししい	イ」,「メーホンソン」,「ランプン」,  「ランパン」,「プムー」,「ナーン」,  「ウタラディット」, 「スワカンロー

## E.ビルマ

	孟買 (ボンベ イ) 領事館	カルカッタ総領事館 〔1907(明40)3.17開設〕	蘭貢(ラングーン)領事館
明33.12.27 (省令第5号)	1. 英領印度 2. 錫 蘭 島		
明42.3.6 (省令第1号)	(略)	1. バーマ州 2. 東ベンガル及アッサム州 3. ベンガル州 4. パンデャブ州 5. 北西境界州 6. カシュミル 7. 合併州 8. ネパール 9. アンダマン島	
大4.7.20 (省令第1号)	(略)	同上	
大10.8.15 (省令第7号)	(略)	「バーマ」州及「アンダマン」島ノ十字 ヲ削リ, 「カシュミル」ノ次ニ「及」ノ 一字ヲ加フ	1.上緬甸州, 下緬甸州 2.南北「シャン」 諸州 3.「チン」丘陵諸地方 4.「カレン」州 5.「アンダマン」及「ニコバア」 諸島(設置)

## F. オランダ領東インド

	バタヴィア [1909(明42) [1919(大 8)	2.14開設	スラバー 〔1920(大 9		メダン 〔1928(昭 3	領事館 )3.26開設]	メナド領事館	マカッサル領事館
明42.3.6 (省令第1号)	1. 蘭領東印度 島中英領北「ポ 国保護領「サラ ルネー」3. 英領 島 4.「チモア」	ジルネオ」並英 ・ワック」及「ブ 「ラブアン」 」島中鬻領「チ						
明43.2.10 (省令第 2 号)	「…管轄区域中 アン』島ノ七字 1.2.4.同上							
大4.7.20 (省令第 1 号)	1. 關領東印度 2. 「チモア」島中	□蘭領「チモア」						
大8.6.10 (省令第 4 号)	蘭領東印度中 在帝国領事館管 サル地域	「スラバヤ」 <u>駐</u> 育轄区城ニ属セ	スルアン」及 立「マヅラ」 島 下」ンボールネオ」 東南部 4. 欄 ア 」 5. 「セレ	「ブスキ」 ラ 2. 「3. より ラ 1 3. ネイー ラ 1 「ニュ 諸 ガ 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1				
昭3.4.4 (省令第6号)	蘭領東印度中 在帝国領事館及 在帝国領事館管 サル地域	及「メダン」 駐	同	上	- IM 3 F D	」島中「スマ 州 2.「アッチ オ」州 4.「タ 5.「スマトラ」 置)	i	
昭3.10.26 (省令第9号)	同	Ŀ	及「ブスキ」各 ヲ削除シ「東部	「パスルアン」 州並「マヅラ」島 爪哇州」トスル ブラ行政区画改 1.同上(改正)	同	Ŀ		
昭12.12.18 (省令第22号)	蘭領東印度中 帝国領事館,「 国領事館,「メ 領事館管轄区場 域	メダン」駐在帝 ナド」駐在帝国	「ロンボク」島 ネオ」中「ボル フ除ク地域 6. 蘭領「チモア	島中「メナド」州 j.「チモア」諸島 」	同	Ŀ	1.「セレベス」諸島中「メナド」州 2.モロッカス群島 3.蘭領「ニューギニア」(設置)	
昭15.『人口表』 付録	同	Ł	「ロンボク」島	2.「バリ」島及 3.蘭領「ボル ネオ」東南部 4. ニア」	同	Ŀ		1.「セレベス」諸島中「メード」州ヲ除ク地域 2.「チール」州及其ノ附属諸島が 3. 蘭領「チモール」

(出所) 「在外帝国領事館管轄区域関係雑件」(外務省外交史料館文書)全5巻および「官報」より作成。

(注) 明:明治,大:大正,昭:昭和。たとえば明33.12.27は明治33年12月27日(他も同じ)。

(改正): 管轄区域の改正。(設置): 領事館の設置による管轄区域の確定。

し」管轄区域となったわけで、この決定から1カ 月余を経たばかりの 1910 (明治43) 年5月12日に は、早くも、同領事館は「仏領東京」および「中 部安南」の在留邦人に関する「人口調査」報告 を送付している。一方、香港の「見做し」管轄 区域からはずされたサイゴン地方(コーチシナ, ラオス, カンボジア) については, フランス人の名 誉領事が置かれその所管とされた。しかし, フラ ンス領インドシナに関する香港領事館とサイゴン 名誉領事館との管轄区域の分担は、必ずしも円滑 にはいかなかったようである。サイゴン名誉領事 もまた時どき、在留邦人に関する姓名、年齢、職 業、出生地をリスト・アップした詳細な調査報告 を送付しているが(注6)、その調査地域は決してサ イゴン地方のみに限定されておらず、ハノイ、ハ イフォン等々の諸地方を含み、今日のベトナム全 土にわたっていることが多い。まれに、名誉領事 館に館務補助のため外務書記生などが派遣された 場合に、香港領事館が、「東京」、「安南」地方を、 サイゴン名誉領事館がコーチシナ, カンボジア, ラオスを調査するといった分業が成立することも あったが、それは例外に属す(注7)。

ハイフォン領事館が開設されるまでの数年間は、フランス領インドシナに関する「人口調査」は、香港領事館とサイゴン名誉領事館の双方によって二重に行なわれていたとみられる節が多分にある。香港領事館は、もとより、その管轄区域たる「仏領東京」を対象とするのみであったが、サイゴン名誉領事館の調査は、「東京、交趾で支那、東埔寨」というフランス領インドシナのほぼ全域をカヴァーしていることが多かった(注8)。にもかかわらず、外務本省は、香港領事館の報告に依拠してフランス領インドシナの在留邦人人口を『人口表』に掲載することが通例であり、サイ

ゴン名誉領事館の報告を利用するのは、香港領事館からの報告が遅れた場合に限られていたようである。したがって、『人口表』のフランス領インドシナの数値は、この時期過少であるのみならず時として両者の統計が混在していることもあり、取扱いには細心の注意をもってのぞまなくてはならない。

## 2. ピルマ

いうまでもなく、ビルマはイギリス領インドの 一部であったから,この地域の在留邦人人口を捕 捉するためには、イギリス領インド所在の帝国領 事館の「人口調査」によらねばならない。第2表 にみられるとおり、ラングーンに帝国領事館が開 設されビルマ地域を専管地域とするのは1920 (大 正9) 年以降のことであり、それ以前の時期につ いては、同地域の「人口調査」はボンベイないし カルカッタ領事館の報告中に含まれている。ただ し、イギリス領インドに帝国領事館がボンベイ1 カ所しかなかった1907(明治40) 年以前は、ビルマ はもとより同領事館の所管地域であったが、通商 上の関係に関する報告はシンガポール領事館から 送られていたようである。カルカッタに帝国領事 館が開設された1907年の12月に, ボンベイ, カル カッタ両領事館の管轄地域の分担に関しカルカッ タ領事館は、「甲案」(州界により区画)、「乙案」 (緯度によって区画) の両案を 本省に 具申 してい るが、そこに次のような文言がみられるからであ る。

「……尤モ右両案ニ拠レハ蘭貢ハ当館管轄区域ニ属 スルコト勿論ノ事ニ有之候へ共、同地ニ於ケル通商上 ノ関係ハ新嘉坡ノ方之ヲ探聞スルノ便宜多キヲ以テ是 等ノ報告類ハ管轄区域制定後ト雖モ従前通リ同館ョリ 之ヲ徴セラレ候様致度……」(注9)。

また、この引用にも明らかなとおり、ビルマ地 域は甲・乙いずれの案によってもカルカッタ領事 館の管轄となるはずであったが、外務省は「甲案」の州界による区分を採用し、1909(明治42) 年 3 月 6 日の省令第 1 号をもって、同地域をカルカッタ領事館の正式な管轄区域と定めたのである。これにより、ビルマに関する領事「人口調査」は、ラングーン領事館が開設されるまで、カルカッタ領事館から送られることとなった。

## 3. シンガポール・マラヤ

東南アジアで最初に開設されたシンガポール領事館の管轄区域は、当初は、イギリスの植民地行政区分に応じて、シンガポール、ペナン、マラッカのいわゆる「海峡殖民地」に限られていたが、領事「人口調査」が本格化してくる1907 (明治40)年前後から、その管轄区域を「馬来聯邦」諸州(ネグリ・スンビラン、セランゴール、パハン、ペラ)にまで拡大しようという動きがでてくることが注目を惹く。ゴム園経営などをはじめとする日本人のこの地域への進出がその主要な理由であったと考えられる。1906(明治39)年4月26日、当時のシンガポール領事田中能吉は、外務大臣西園寺公望に「馬来聯邦ヲ新嘉坡帝国領事館ニ於テ兼轄方ニ関スル件」として、次のように書き送っている。

「馬来聯邦国(The Federated Malay State)ハ目下 英国政府保護ノ下ニアリト雖モ其実直轄国ト撰ム処ナ ク百般ノ治政昔日ノ面目ヲ改メ産業ノ進歩亦見ルベキ モノアリ 加之近来日本人ノ同地方ニ居住スルモノ益 々増加シ已ニニ千名ニ達シ是等ノ中ニハ正業ニ従事ス ルモノ亦不鮮侯ニ付同国ニ於テ帝国ノ利益ヲ代表スベ キ官吏ヲ駐在セシムル事必要ト被存侯へ共新ニ公館ヲ 設クルハ差当リ実行難致ト被存候係幸ヒ海峡殖民地ハ 同地方ト密接シ当殖民地知事ハ聯邦ノ『ハイ・コンミ ッショナー』トシテ総駐在官ヲ監督スルノ位置ニ在ル ヲ以テ当地ノ我領事館管轄区域ヲ拡張シ聯邦諸州ヲモ 包含スル事トセバ頗ル適当ノ処置ナラント存侯」(生10)。

この動きを受けて、外務省が「英領海峡殖民地」 と「馬来聯邦」をシンガポール帝国領事館の管轄 区域としたのは、1909(明治42) 年3月6日の省令 第1号によってである。翌年には、従来バタヴィ ヤ領事館の管轄区域であったイギリス領ラブアン 島が、「元来英領海峡殖民地ニ編入セラレ居候ニ 就テハ貴管轄区域ニ属スルカ自然ニシテ英国政府 ニ取リテモ其ノ方却テ便宜アリトノ事ニ付」(注11) との理由で、シンガポール領事館に移管せしめら れている。

こうしたシンガポール領事館の管轄区域拡大の動きは、明治末から大正初年にかけてのいわゆる「ゴム・ブーム」、「南洋熱」による日本人のマレー半島への大挙進出によって、日本人が特に集中したジョホールをはじめ、トレンガヌ、ケランタン、ケダ州というイギリス保護下のいわゆる「非聯邦州」の管轄にまで及んだ(注12)。

時を同じくして、イギリスの領土ないし保護下 にあったボルネオ島の一部(イギリス領北ボルネオ, イギリス保護領サラワクおよびブルネイ)の所管に関 しても問題が生じていた。第2表にみられるよう に, そもそも同地域は, 1909(明治42) 年のバタヴ ィヤ領事館開設と同時に同館の管轄区域に編入さ れていたが,行政的にはイギリス領海峡植民地総 督の兼轄地域であったため、同地に関する案件処 理についてはシンガポールの海峡植民地総督との 交渉を要することが決して少なくなかった。ま た、バタヴィヤと北ボルネオ間には直接の交通の 便がなく,郵便物のごときも往復で1カ月半~2 カ月半という長い日数を要するのが普通であっ た。加えて、同地方を往来する日本人はシンガポ ールを経由するのが通例であったため、同地域の 事情は自ずからシンガポールの方が知りやすい状 況にあった。こうした事情を背景として,「第一, 交渉上ノ便利ノ為メ、第二、在留民利益ノ為メ、 第三, 商工報告ノ精速ヲ期スル為メ」(注13), 同地 方をシンガポール領事館に移管したいとの意向を 外務本省ならびにバタヴィヤ領事館は持っていた のである。外務省が、この件についてシンガポー ル領事館の意見をはじめて正式に打診したのは、 1912(大正元) 年8月31日のことであったが、これ に対し、同館は、同地方の移管を即座に了承して その方が「諸種ノ便宜多カルヘキコトト被思考 候」(注14)と答申している。

かくして、ボルネオ島中イギリス領北ボルネオ、サラワク、ブルネイの3地域は、シンガポール領事館へ移管されることになったが、実際の移管の時期は、1915(大正4)年7月20日の省令1号よりもはるかに早く、12(大正元)年12月1日であった。そして、これと同時に、マレー非聯邦4州もシンガポール領事館の管轄地域とされたのである。

バタヴィヤ領事館からシンガポール領事館への 北ボルネオ等 3 地域に関する事務引継ぎが完了し たのは、翌1913(大正2)年1月13日のことであっ た(注15)。すなわち、この日を以て、シンガポール 領事館は、「英領海峡殖民地」、「馬来聯邦諸州」、 「馬来聯邦英国保護領『ジョホール』『トレンガ ヌ』『ケランタン』『ケダー』各州」、「『ボルネオ』 島中英領北『ボルネオ』 並英国保護領『サラワク』 及『ブルネー』」の全域を管轄することになった のであった。したがって、これらの全地域に関す る領事「人口調査」は、少なくとも1913(大正2) 年以降は、シンガポール領事館の手によって行な われたとしてよいのである。

## 4. オランダ領薬インド

オランダ領東インドについては、1909 (明治42) 年2月14日のバタヴィヤ領事館開設とともにその 管轄区域となり、以後スラバヤ、メダン,メナド、 マカッサルと各地に領事館が開設されるごとに、 分割管掌されるようになったことは、第2表にみ られるとおりである。ただ, バタヴィヤ領事館開 設当初においては,管轄区域に,イギリス領ラブ アン島、イギリス領北ボルネオ、イギリス保護領 サラワクおよびブルネイが含まれており、それら がシンガポール領事館に移管された経緯について は、前項に述べたところである。北ボルネオ等3 地域の移管が、1915(大正4)年の省令第1号発令 よりはるか以前であったことは、バタヴィヤ領事 館からの報告によっても裏付けられる。 1913 (大 正2)年10月19日付公信には,「尚又当管轄中ニハ 既二英領ボルネオヲ包含セサルモノニ有之……」 (注16)との文言がみえるからである。したがって, 以後、オランダ領東インド所在の領事館は、オラ ンダ領東インドおよびオランダ領チモール、オラ ンダ領ニューギニアを管轄することになったので ある。

1919(大正8) 年6月10日付省令第4号によるスラバヤ領事館の管轄区域決定の事由,経緯については、同年4月10日付のバタヴィヤ領事の公信によって知られる。

「『スラバヤ』ハ蘭領東印度商業ノ中心ニシテ本嶋最 大ノ開港場タリ 従テ蘭領諸島間ヲ航行スル船舶ハ本 港ヲ起点トシ『セレベス』『ボルネオ』『モロッカス』 群島及『ニューギニア』諸島ニ到リ各島ノ天産物ヲ 『マカッサー』ヲ経テ『スラバヤ』ニ蒐集ス又各島ノ 日常必需品ハ『スラバヤ』ヨリ輸出セラル、右ノ関係 ョリ『スラバヤ』ノ商業勢力範囲ハ東ハ『バリ』『ロ ンボク』『チモル』諸島,北ハ東南部『ボルネオ』『セ レベス』及『モロッカス』群島一帯ニ及ブ 而シテ『ス ラバヤ』ト前記各島間ニハ其距離ト通商関係ニ応シ毎 週一回乃至毎月一回ノ定期船ト不定期船トヲ以テ其交 通貿易ヲ連絡ス 『スラバヤ』以西即チ『スマラン』『バ タビヤ』諸港ト前記各島間ノ交通ハ何レモ『スラバヤ』 ヲ仲継トスル外交通上直接関係頻繁ナラス……(中略) ……之ヲ要スルニ『スラバヤ』駐在帝国領事官管轄区 域ハ『スラバヤ』ノ商業圏内ニ在リテ『スラバヤ』ョ

リ直接交通最モ頻繁ニシテ地方官トノ交渉ハ勿論在留 邦人ノ利益擁護井取締上迅速ニ必要ナル措置ヲ為シ得 ヘキ範囲ヲ包含セサルヘカラス……」(注17)。

スラバヤ領事館は、1920(大正9)年6月末現在の領事「人口調査」を第1回分として外務省に送付している。その対象地域は、ジャワ島中スラバヤ市地方、バリ、ロンボク島、ボルネオ島中バンジャルマシン、バリクパパン等、セレベス島中マカッサル、メナド等、ニューギニア島中アムーラン地方、アンボイナ等とされており、上記の管轄区域のほぼ全域をカヴァーしているといってよい。

## 5. シャムおよびフィリピン

シャムおよびフィリピンについては述べるべき ことは少ない。わけてもシャムに関しては、昭和 10年代に、シンゴラ、チェンマイに領事館が開設 されるまでの間、バンコク領事館が一貫して「暹 羅国」全土を管轄しており、領事「人口調査」も 同館の手により一元的に行なわれたから、誤解の 生ずる余地は全くない。

フィリピンについて注意を要する点は、まず第 1に、マニラ領事館の管轄区域中に、一貫して、「マ リアナ群島中米領グァム島」が含まれていること であって,フィリピンの在留邦人人口を確定する ためには、グァム島分を除いて考えなくてはなら ないということである。第2に、ダバオ領事館 (当初は、マニラ総領事館ダバオ分館)の管轄区域は、 1925(大正14) 年10月7日の省令第11号により「ミ ンダナオ島中ダヴァオ及コタバト各州しと定めら れたが、これも事実の追認であって、1920 (大正 9) 年3月6日の分館開設の際,上記2州が同分 館の受持区域と定められたものである(注18)。これ により、同分館受持主任は、同年6月末現在分か ら「人口調査」報告を行なっている(注19)。したが って,1920~25年までの6年間については,とく にダバオ分館の「人口調査」報告に注意を払う必 要がある。

(注1) 角山 前掲論文 10ページ。

(注2) 「在外帝国領事館管轄区域関係雑件」(外務省外交史料館文書) 第1巻 明治32年10月3日付 <內閣>送第27号。

(注3) 同上文書 第4卷。

(注4) 同上文書 第2巻 明治43年3月15日付 <香港領事>公信第75号「仏領支那各地ノ管轄ニ関シ 禀申ノ件」。

(注5) 同上文書 第2巻 明治43年3月24日付 <外務省>送第23号「仏領支那各地ノ管轄ニ関シ回訓 ノ作」。

(注6) たとえば, 1912 (明治45) 年6月6日付の報告 (領事「人口調査」第11巻)。

(注7) 同上文書 第14巻 大正2年12月末現在 「在香港日本総領事館管轄内本邦人戸口表」備考(一)に 「仏領印度支那中西貢在留本邦人ハ該地名誉領事館ョ リ報告アルモノト思考セラルルニ 付右 調査 ニ 加入セ ズ」とある。

(注8) 同上文書 第15巻 大正3年11月12日付西 貫名誉領事サリエージの報告。

(注9) 「在外帝国領事館……」第2巻 明治41年 2月18日付<カルカッタ領事> 公信110号「在印度帝 国領事館管轄区域画定ノ義ニ付愚見開陳ノ件」。

(注10) 同上文書 第2卷 明治39年4月26日付 <新嘉坡領事>公第5号「当館管轄区域拡張/件」。

(注11) 同上文書 第2巻 明治43年2月9日付 <外務省>送第7号「管轄区域変更ノ件」。

(注12) 1911 (明治44) 年11月24日付のシンガポール副領事岩谷譲吉の次の公信は、その間の事情を余すところなく伝えている。

「……右保護州に関シテハ従来何レノ管轄内ニモ無之其儘ト相成居候為メ同州へ用向ノ場合ハ用向ノ場合ハ用直で 性質ニ依り殖民地官憲ヲ経由スルカ若クハ時宜感ジ 通信ヲ以テ弁ジ而シテ今日迄ノ所格別ノ不便ヲ感ジ 来ラズ候へ共近来日本人ノ事業護護園ノ拡張ハ主財。 シテ此等保護州ニ起り向後移民ノ輸入其他之ニー関連 スル諸般ノ出来事交渉等モ此方面ニ発生多カルベタ スル諸般ノ出来事交渉等モ此方面ニ発生多カルベタ でデ当館執務ノ敏活投資者ノ希望等ヨリ見ルモ従ル ノ通リー々殖民地官憲ヲ経由候テハ不便少カラザル 、シト存候 尤モ保護州ハ……聯邦諸州トハ趣ヲテ ニスルモノ有之候へトモ前陳日本人事業発展ニ於テ 若シ事情相許ス義ニ候へバ同一ノ半島内ニモ有之右 四保護州モ当館管轄ノ内ニ加へ英国政府承認ノ下ニ直接処弁致シ候事ヲ得バ将来当半島日本人発展ノ上ニ於テ便利少カラザルベシト存候……」(同上文書第3巻 明治44年11月24日付〈新嘉坡領事〉公第247号)。

(注13) 同上文書 第3巻 大正1年9月21日付 <バタヴィヤ領事>公領第13号「英領北ボルネオ等管 轄替へ=関スル件」。

(注14) 同上文書 第3巻 大正1年9月21日付 <新嘉坡領事> 公第193号「領事館管辖区域変更方ニ 関スル件」。

(注15) 同上文書 第3巻 大正2年1月17日付 <新嘉坡領事>電報第3号。

(注16) 同上。

(注17) 同上文書 第4巻 大正8年4月10日付 <バタヴィヤ領事> 公信第48号, 別紙「『スラバヤ』 領事館管轄区域ニ就テ」。

(注18) 同上文書 第5巻 大正12年4月26日付 <マニラ領事> 公第159号「領事館分館主任ノ受持区 域ニ関スル件」。

(注19) 領事「人口調査」第21巻 在ダバオ分館主 任報告。

## Ⅲ 領事「人口調査」統計の特徴と問題点

ところで、この領事「人口調査」の提供する統計はいかなる特徴をもち、取扱い上どのような問題点があるのであろうか。

まず第1に、同統計は、在外公館が捕捉し得た限りでの海外各地在留邦人のストックとしての人口統計 (現在人口) だという点に 特徴がある。各年のフローとしての海外渡航人口については、従来「旅券下附数及移民統計」、「移民渡航許可員数種別表」などによって一応の統計的把握がなされてきたが(注1)、ストックとしての在留邦人人口について、長期にわたって各年の人口数を統計的に把握したものは他にない。この意味において、本資料の価値はきわめて大きいといわざるを得ない。

また、旅券下付数等によって把握されるフロー の渡航統計においては、密航者数などを捕捉する ことは不可能であるが、現地領事館の調査による 本ストック統計によれば、それらを含めた現在人 口数を把握できるのである。このことは、南洋移 民の初期段階においては、ことに重要である。初 期にあっては、南洋渡航者の大宗を占めたいわゆ る「からゆきさん」や「あぶれ者」の多くは、旅 券を持たない密出国者であったと考えられるから である。ちなみに,領事「人口調査」によるスト ック統計と外務省領事移住部の編纂になる『わが 国民の海外発展』資料編 (1971年)Ⅲ-3表のフロ **ー統計の各年累計とを比較してみると,初期局面** においては、両者の間にはなはだしい差異が存在 している。たとえば、マラヤ・シンガポールの初 期の人口上昇局面である 1907 (明治40)~11 (明治 44) 年の5年間のストック統計の増加分は1478人 を数えるのに対し、この間のフロー統計の流入累 計は 291 名にすぎず,現在人口の増分の方が圧倒 的に大きい。このような両者の大きな乖離は、第 1次大戦後からなくなり、妥当な数値を得られる ようになる。このことが意味するところは次のこ とであろう。海外各地所在の帝国領事館は、その 業務遂行のために、能う限り、在留邦人の動向を 把握したものと思われる。旅券の所持いかんにか かわらず、在留邦人の実態の調査にあたり、きわ めて多数にのぼったと思われる密入国者をも捕捉 し得たと考えてよいのではあるまいか。

この統計の第2の特徴は、まさにこの点にかかわる。すなわち、領事「人口調査」が可能な限りでの現在人口悉皆調査であるということである。1899(明治32)年1月のシンガポール二等領事森川季四郎からの「人口調査」報告は、このことをよく示している。

「……当地方ハ無旅券密航者多ク精確ニ調査届難ク 候……

当地方在留本邦人中当館簿冊ニ登録願出候モノハ僅 々百名内外ニシテ他ハ随意ニ来往致居候ニ付確タル調査ハ届難ク候得共及プ限リ精細ニ取調候間右ハ略実数 ニ近カル可クト存候……」(注2)。

このように無登録者をも含めた在留邦人をできる限り正確に把握しようという企ては、領事事務の円滑化を目指す在外公館の方針だっただけではなく、外務本省のたっての要請でもあった。たとえば、ごく初期の1890(明治23)年3月5日付のマニラ領事館宛の外務省公信には次のような文言がみえるからである。

「……水夫軽業師ノ如キハ或ハ一時立寄候モノニテ 永ク在留不致徒ニモ可有之候へトモ元来本省ノ所要ハ 十二月三十一日現ニ居合セ候モノノ人員ニ有之候間今 後ハ必ス客歳六月八日付送第五十九号外務次官ヨリ命 達相成候様式ニ照シ御調製御進達有之度候」(注3)。

領事「人口調査」が、こうした無登録者や無旅券者を含めた現在人口の悉皆調査を旨とするものであったとすれば、少なくともそれによって把握された男女別の人口総数は、かなり信頼に値するものといってよいであろう。試みに、シンガポール・マラヤおよびオーストラリアの当時のセンサスにおける在留邦人人口と領事「人口調査」統計の数値を比較してみても、両者間に妥当性を欠く大きな隔りはない。むしろ、領事「人口調査」の方がセンサスの数値を若干上回っていることからみて、より正確な在留邦人人口を把握していたのではないかと思わせるのである。

領事「人口調査」統計の第3の特徴は、それが 詳細にわたる職業別人口統計だという点にある。 この意味で、同調査は、東南アジアにおける邦人 社会の生態ならびに経済活動の実態を知るうえで 貴重かつ有益な情報を提供し得るのである。しか し、とりわけ有用なこの長所が、同時にこの統計 のアキレス腱でもある。問題は,領事「人口調査」, 『人口表』における職業分類の基準と方法にある。

職業分類をめぐる最大の問題は、「職業」概念 の不確定性であり、「職業」と「身分・地位」あ るいは「産業」といった概念との未分化ないしは 混乱である。このことは領事「人口調査」統計に 限らず、戦前期とくに大正中期ごろまでの産業・ 職業別統計につきまとっていた問題であって、 「職業・産業分類」は、日本における近代統計成立 史の中心的テーマをなすとさえいってよい(E4)。 すなわち、この時期の日本の統計における「職業」 という概念は、事業活動の種別としての「産業」 と個人が行なう労働形態の種別としての「職業」 の二つの概念が分化しておらず、さらに加えて、 旧幕時代から受けつがれてきた封建的身分制度的 社会階層としての「身分・地位|概念が、「職業」 概念のなかに色濃く滲んでいるのである。領事 「人口調査」の職業分類も決してこの例外ではな V.

ここで、領事「人口調査」における職業分類の 変遷過程を振り返っておこう。

## 1. 『人口表』発刊から第1回国勢調査まで

この間の領事「人口調査」、『人口表』の職業分類は、「官公吏、外国傭聘、教師、学生、実業練習生、医師、……」にはじまり、農・工・商業にかかわる小分類項目を経て、「……遊芸稼業、遊戯業、無職業、雑業」でおわる127項目に及ぶ詳細なものである。ここでとられた分類の方法は、1871(明治4)年の壬申戸籍編成当時より採用されてきた「職分表」や77(明治10)年太政官政表課が作成した「日本職業区分稿」の職業分類様式と同じ概念によっている。第3表のとおり、「職分表」、「日本職業区分稿」の職業分類の特徴は、分類項

第3 衰 わが国統計における職業分類の変遷

#### (1) 1871(明4)年

職業分類表

戸籍法による表式第6号の

## (2) 1877(明10)年

太政官政表課「日本職業区分稿」

PT - 128 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1		X
1 2 3 4	官兵華士	員隊族族
5 6 7 8		官侶
9 10 11	<b>二商雑</b>	業

1 2 3 4 5 6 7 8	官軍神僧教教生誓	員徒	18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29	金石土木竹草細工 在
6 7	教生	慢徒 4	23 24	皮革紙
8 9 10	著学代衛農猟業	者 人	25 26 27	<b>伽ヲ作出ャサル業</b>
11 12 13	衛 農 業 猟	生 本業	28 29 30	簡 運 輸 銀 行 為 替 家作及ヒ他ノ資本ヲ所持スル者
14 15 16	漁鉱築海上	. 二葉	30 31 32 33 34	で 南 運 銀行為替 家作及ヒ他ノ資本ヲ所持スル者 会 で で で で で で で の で の で の で の の で の の で の の の で の の の で の の の で の の の の の の の の の の の の の
17	云彻上	ノ上業	34	班 殿 ニ 馀 ル省

## (3) 1920(大9)年

内閣訓令第1号職業分類表(第1回国勢調査用)

I. 農 業 1 農耕, 畜産, 蚕業 2 林 業	15 被服,身廻り品製造業 16 土 木 建 築 業 17 製版,印刷,製本業 18 学芸,娯楽,装飾品製造業	30 官吏,公吏雇傭 31 宗教ニ関スル業 32 教育ニ関スル業 33 医務ニ関スル業
II. 水 産 業 3 漁 業, 製塩業	10 五斯, 電気及天然力利用ニ関スル業 20 其他 / 工業	34 法務ニ関スル業   35 記 者,著述者   36 芸 術 家
III. 鉱 業 4 採 鉱, 冶金業 5 土 石 採 取 業  IV. 工 業 6 窯 業 7 金 属 工 業	V.商業 21 物品販売業 22 媒介周版業 23 金融,保険業 24 物品賃貸業,預リ業 25 旅宿,飲食店,浴場業等 26 其他ノ商業	37 其他ノ自由業 WI. 其他ノ有業者 38 其他ノ有業者 IX. 家事使用人 39 家事使用人
8 機械器具製造業 9 化 学 工 業 10 繊 維 工 業 11 紙 工 業 12 皮革, 骨,角,甲,羽毛品類製造業 13 木,竹類ニ関スル製造業 14 飲食料品,嗜好品製造業	VI. 交 通 業 27 通 信 業 28 運 輸 業 VII. 公 務,自由業 29 陸 海 軍 人	X.無職業 40 収入ニ依ル者 41 無 職 業

目とその配列順序に産業分類的要素がほとんどみられず、旧幕時代からの「身分」的序列の色彩が著しく濃いことであるが、領事「人口調査」、『人口表』における職業分類も、1920(大正9)年の第1回国勢調査までは、これと同一の観念にもとづいて行なわれていたのである。

## 2. 第1回国勢調査以後の職業分類

こうした職業分類は,第1回国勢調査を機に大

きく転換される。このとき、政府は1920年12月24日付内閣訓令第1号をもって、中分類41、小分類252項目からなる『職業標準分類表』を公示したが、その分類と配列の順序は、今日の第1・2・3次産業の区分に該当するものであって、いうならば、「産業分類的職業分類」とでもいうべきものであった。以後の領事「人口調査」および『人口表』の職業分類も、基本的にこの表に準拠してな

されることになった。この分類は,翌 1921 (大正 10) 年分の領事「人口調査」から早速採用され,

『職業標準分類表』の小分類252項目を127項目に 集約する形で実現された(注5)。この様式は、1926 (大正15)年9月20日付の通達により、さらに簡略 化され、同表の中分類を基礎にそれを集約・細別 した60項目の職業分類に改正されている(注6)。ま た、1930(昭和5)年以降の『人口表』には、この 60項目の職業分類をさらに整理した「農業、水産 業、鉱業、工業、商業、交通業、公務・自由業、 家事使用人、其ノ他ノ有業者、無業」の10項目か らなる大分類表が別に掲げられており、『人口表』 に「産業」概念が一層定着しはじめたことを窺わ せる。

とくに、1930(昭和5)年には、国内の第2回国 勢調査と併せて、領事「人口調査」が実施されて おり、職業分類も(大・小分類とも)、国勢調査と 全く同一の基準が採用されている。なお、外務省 は、この年の領事「人口調査」の結果を、翌1931 年通常の『人口表』とは別に、『在外本邦人国勢 調査報告職業別人口表』として公刊している。

このように、領事「人口調査」および『人口表』の職業分類は、第1回国勢調査時以降、一応近代的な「産業分類的職業分類」を採用するに至ったわけである。だが、この統計の利用にあたってはなお一つの重要な問題が残されることになった。それは、領事「人口調査」、『人口表』が、1920年内閣訓令による『職業標準分類表』にはない「会社員・銀行員・商店員・事務員」の項目を掲げているからである(1926年までは第79項、それ以後は第33項)。この項目は、いかなる産業・職種を問わず会社ないしは商店等に雇用されている従業員を一括して包摂しているもののようであり、個人の労働形態の種別としての職業というよりは、むしろ

職業上の地位ないし身分と呼ぶことの方が適切なものである。この項目の取扱いに関して、昭和期に入ってから、奉天総領事であった吉田茂から子細にわたる照会が外務本省に宛てられたことは、すでに第 I 節において触れたが、吉田の質問状は上述の問題点を鋭く衝いたものであった。

職業上の地位ないし身分概念にかかわる項目を 「産業的職業分類」に混在させるとき、そこに実 態把握上、著しい誤解が生じるのは避け難いこと といわなくてはならない。とくに、『人口表』に おいては、この項目は産業分類としては「商業」 のなかに含められているが、これら会社員、事務 員等のすべてが、商業に従事するものであるかど うかは、きわめて疑わしい。農業企業および鉱・ 工業企業における従業員・使用人もまたこのなか に含まれていると考えられるからである。とりわ け、東南アジアにあっては、マレー半島やオラン ダ領東インドのゴム園に代表される企業的農業が 決して少なくなかったから、この問題は、当該統 計利用上の致命的欠陥になる おそれが 多分にあ る。既述のとおり、吉田奉天総領事の質問に対す る外務省の回答は、「……事務員店員等ノ所謂使 用人ハ第三十三項ノ会社員銀行員商店員事務員欄 ニ取纒メ計上スルコト……」(注7)であったが、そ れら企業農園の従業員はこの項目に分類されてい る場合や、農業のなかに分類されている場合が年 度, 地域によってまちまちであり, 当該項目の統 計数値の連続性に問題を生じさせる。と同時に, かかる分類によっては、農業に従事する人口も商 業人口もともに正確に把握することは不可能であ る。当該統計に依拠して産業別分析を行なう場合 には、この点にとくに留意しなくてはならない (注8)

このように、領事「人口調査」および『人口表』は、その利用にあたって留意すべき問題点はなしとしないとはいえ、半世紀以上の長期にわたる累年のデータが一貫して、各地域別、職業別に把握し得るのみならず、総数把握の正確度からいっても、その有用性はいささかも減じないといってよいであろう。

(注1) たとえば,外務省領事移住部『わが国民の 海外発展』資料編 1971年。

(注2) 領事「人口調查」第3巻 明治32年1月31日付<新嘉坡領事>公第7号「管轄內在留帝國人員表送付/件」。

(注3) 同上文書 第1巻 明治23年3月5日付 <外務省>送第24号。 (注4) 三潴信邦『経済統計分類論——職業・産業 分類の形成』有斐閣 1983年参照。

(注5) 領事「人口調査」第20巻 大正9年5月19日付<外務省> 通三合第185号「海外各地在留本邦人 職業別人員表ニ関スル件」。

(注6) 同上文書 第31巻 大正15年9月20日付 <外務省>通三普通合第1100号。

(注7) 「在外本邦人……」第8巻 昭和2年10月 4日付<外務省> 通三普通第122号「海外各地在留本 邦人職業別人口表ニ関スル件」。

(注8) このほか、該統計利用上の問題点としては 第 I 節からも明らかなように、大正 6 年 2 月 6 日 の第 1 回調査様式改正までは、おおむね、本業者の家族お よび台湾籍民、朝鮮人が含まれていたことに注意する 必要がある。

(アジア経済研究所調査研究部研究主任)